

第五條 保護觀察ノ期間ハ二年トス。特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ保護觀察審査會ノ決議ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得。

第六條 第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ於テ必要アルトキハ本人ニ對シ保護觀察審査會ノ決議前假ニ第三條ノ處分ヲ爲スコトヲ得。

第七條 第三條又ハ第四條ノ處分ハ其ノ執行中何時ニテモ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得。前條ノ處分ニ付亦同ジ。

第八條 保護觀察所ハ必要アルトキハ保護司ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得。

第九條 保護觀察所及保護司ハ其ノ職務ヲ行フニ付公務所又ハ公務員ニ對シ囑託ヲ爲シ其ノ他必要ナル補助ヲ求ムルコトヲ得。

第十條 本人ヲ保護團體、寺院、教會、病院又ハ適當ナル者ニ委託シタルトキハ委託ヲ受ケタル者ニ對シ之ニ因リテ生ジタル費用ノ全部又ハ一部ヲ給付スルコトヲ得。

第十一條 前條ノ費用ハ保護觀察所ノ命令ニ依リ本人又ハ本人ヲ扶養スル義務アル者ヨ